

四街道市福祉作業所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

四街道市福祉作業所設置及び管理に関する条例（昭和５４年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第５条第２７項」を「第５条第２８項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。